

溶融塩委員会が著作権を保有する発行物の複写等利用に関する補償について

公益社団法人電気化学会

溶融塩委員会

本会発行物のうち、以下に定めるものについて、委員会または著者の権利に基づく二次利用の範囲を超え、正当な手段により冊子・コピーまたは複写物を入手され、複写を行おうとする場合は、本委員会が著作権許諾手続を委任する一般社団法人学術著作権協会より許諾を受けて複写して下さい。

- ・ 溶融塩(1958-1988) Print ISSN 0387-138X Online ISSN 2435-0826
- ・ 溶融塩および高温化学(1989-) Print ISSN 0916-1589 Online ISSN 2435-0834
- ・ 溶融塩化学討論会講演要旨集(1967-)
- ・ 溶融塩化学講習会テキスト(1968-)
- ・ Program & Abstracts of 2008 Joint Symposium on Molten Salts (2008)
- ・ Proceedings of 2008 Joint Symposium on Molten Salts (2008)
- ・ 2020 合同 WEB 討論会講演要旨集(2020)のうち pp.1~114 (「©2020 電気化学会溶融塩委員会」と記載された講演要旨のみ)

権利委託先

一般社団法人学術著作権協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9-6-41 乃木坂ビル 2F

URL: <https://www.jaacc.org/>

注意

- ・ 溶融塩委員会委員については、会員頒布資料として提供しておりますので、申請は不要です。但し、退会後はその権利を消失しますので、一般の利用者と同様に申請を行っていただきます。
- ・ 著者が明示されている記事について、著者本人がその頒布を個人または法人に行う場合は、申請は不要です。ただし頒布を受けた方が所属団体内で講習会やセミナーなどを実施するために再配布する場合は申請が必要です。なお大学等、著作権法により定められた教育機関において教育目的で資料を配付することは著作権の例外として認められていますので、申請は必要ありません。
- ・ 国立国会図書館・大学附属図書館など、公共図書館、大学図書館等政令（著作権法施行令）で定める図書館等については著作権法第31条に定める「図書館等における複製等」により権利者の許諾を得ることなく、利用者の求めに応じて複写サービスができるものとされていますので、申請は不要です。ただし、同法に定める一定の要件を越える複写（全文複写など）については認められず、申請しなければなりません。
- ・ 使用料規程は https://www.jaacc.org/wp-content/uploads/2018/09/JAC_royaltyregulation_20180701.pdf をご覧ください。(2020年12月24日現在)
- ・ 詳細については一般社団法人学術著作権協会の Web サイト <https://www.jaacc.org/> をご覧ください。

以上

2021年1月